

マイナンバーカードによる 保険情報確認に関するお知らせ

本院では、令和5年2月より
マイナンバーカードによる
保険情報確認を開始します！

- これまで通り、健康保険証による確認も可能です。
(ICチップ読み取り不可などの場合には、健康保険証による確認を行います)
- 予約のある再診の患者さんは、オンラインによる事前の保険情報確認を行っております。保険情報に変更がない場合は、マイナンバーカードの提示は不要です。
(今後提示が必要になる場合は、改めてお知らせします)
- マイナンバーカードによる保険情報確認によって取得した情報は、本院の医療行為に関係する事にのみ使用いたします。

令和5年1月30日
医事課長